

第1章 はじめに

【計画策定の趣旨】

- 離婚率の高まりによる母子家庭及び父子家庭（以下、「母子家庭等」という）の急増
- 「母子及び寡婦福祉法」の改正(2002(平成14)年11月) →より身近な市や町での相談体制の確立や、就業支援のための新たな給付金制度の創設など、自立支援の基盤づくりを柱
- 「児童扶養手当法」の改正(2002(平成14)年11月) →母子家庭となった当初の生活激変期に対応するものとして見直され、手当の支給が5年間（又は支給要件に該当して7年間）を経過したときは、手当額の一部を減額する措置の導入（減額の幅については、今後政令で定める）
- 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の制定(2003(平成15)年7月)
(2008(平成20)年3月までの時限立法)
- 母子家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、母子家庭等及び寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の子どもを養育していたことのあるもの)の自立を促進するための支援のあり方及び方向を示すとともに、総合的な事業展開を図るため計画を策定

【計画の位置づけ】

- 母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭及び寡婦自立促進計画
 - *母子及び寡婦福祉法では、都道府県(政令指定都市・中核市含む)、市及び福祉事務所を設置する町村が国の基本方針に即し自立促進計画を策定するとされている
- 計画の記載内容
 - ・広域行政を担う観点から母子家庭等及び寡婦福祉施策の理念・方向(第3・第4章)を整理
 - ・*大阪府の福祉事務所(池田・富田林・岸和田子ども家庭センター)が所管する区域(以下、「町村区域」という)において大阪府及び町村が実施する事業(第5章)
 - ・大阪府が広域的に実施する事業等を記載(第5章)
 - *豊能郡豊能町、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、南河内郡河南町、南河内郡千早赤阪村

【計画の期間】

- 2004(平成16)年度から2008(平成20)年度までの5年間

【計画の進行管理】

- 大阪府の関係部局、町村及び母子寡婦福祉団体等が連携し施策の推進に取り組む
- 適宜、計画に定めた施策についての進捗状況の把握・公表を行うとともに、検討委員会委員等に対し進捗状況の報告や意見を求めることにより、計画の進行管理を行う
- 計画の運営期間の満了前に、この計画の第2章に記載している項目について調査を実施
- 施策の進捗状況を参考として、本計画期間満了後の計画を策定

第2章 母子家庭等及び寡婦を取り巻く現状

○離婚件数

- ・全国的に増加傾向にあり、大阪府の2002(平成14)年の離婚件数は、約2万4千件(過去最高の件数)
- ・2002(平成14)年の大阪府の離婚率(人口千人あたりの1年間の離婚件数)は、2.87と、全国の2.30に比べ高い水準

○大阪府内の児童扶養手当受給資格者数等の推移

(各年2月末現在)

	受給資格者		
		受給者	支給停止者
'99(11)年	65,897	58,521	7,376
'00(12)年	67,648	62,879	4,769
'01(13)年	75,122	67,905	7,217
'02(14)年	80,897	73,388	7,509
'03(15)年	86,822	79,673	7,149

- *児童扶養手当受給資格者
- ・児童扶養手当を支給(全部・一部)されている者、及び所得制限限度額を超え支給が全部停止されている者の合計

○生活保護を受給している母子世帯数

- ・近年の社会経済構造の変化や経済事情の悪化等に伴い全国的に増加傾向
- 2001(平成13)年度に大阪府内で生活保護を受給している母子世帯は、10,968世帯

○母子家庭の状況、父子家庭の状況、寡婦の状況

町村区域の母子家庭に対するアンケート調査、大阪府母子家庭の母への支援に関する調査、町村区域の父子家庭に対するアンケート調査、町村区域の寡婦に対するアンケート調査の結果を記載

推進計画(案)の概要

第3章 基本理念

【基本理念】

子育てと生計をひとりで担っている母子家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす

【基本的な視点】

- 母子家庭等への理解と人権の尊重
- 母子家庭等の子どもの健やかな成長を支援
- きめ細かな福祉サービスと母子家庭等の自立を支援する仕組みづくり

第4章 基本方向

【推進にあたっての基本的な考え方】

- 1 国、大阪府及び市町村の役割分担と連携による支援
- 2 福祉と雇用をはじめ幅広い行政分野の連携による支援
- 3 相談・情報提供機能の連携による早期からの支援

【自立支援策の基本的な目標】

母子家庭等及び寡婦の自立を図るために、相談機能の充実、就業支援、子育てをはじめとした生活面への支援、養育費の確保、経済的支援、人権尊重の社会づくりを総合的に推進

- 1 相談機能の充実
- 2 就業支援
- 3 子育てをはじめとした生活面への支援
- 4 養育費の確保
- 5 経済的支援
- 6 人権尊重の社会づくり

第5章 自立支援プログラム

() 内は実施主体

- 例・大阪府(広域) : 広域行政を担う大阪府として事業を実施
(政令指定都市・中核市を除く府内区域)
- ・大阪府(全域) : 広域行政を担う大阪府として府内全域で事業を実施

1. 相談機能の充実

- 母子自立支援員等による相談事業の実施(大阪府(町村区域で実施))
- 土日・夜間相談事業の実施(大阪府(広域))

2. 就業支援

(1) 就業あっせん

- 就業・自立支援センター事業の推進(大阪府(広域))
- 母子自立支援員による就業相談(大阪府(町村区域で実施))
- 国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供(大阪府(広域))

(2) 職業訓練等の実施・促進

- 公共職業訓練の実施(大阪府(全域))
- 就業支援講習会の実施(大阪府(広域))
- 母子家庭自立支援給付金(自立支援教育訓練給付、母子家庭高等技能訓練促進費)事業の実施(大阪府(町村区域で実施))
- 技能習得期間中の生活資金貸付けの実施(大阪府(広域))

(3) 就業機会創出のための支援

- 母子家庭自立支援給付金(常用雇用転換奨励金)事業の実施(大阪府(町村区域で実施))
- 母子家庭の母の雇用に関する事業主への働きかけ(大阪府(全域))
- 母子家庭の雇用に配慮した官公需発注の推進(大阪府(全域)及び町村)
- 公務労働分野における母子家庭の母等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み(大阪府(広域)及び町村)
- 母子寡婦福祉団体が行う事業に対する貸付け(大阪府(広域))
- 母子家庭の母及び寡婦等が事業を開始する際における支援(大阪府(広域、全域))
- コミュニティ・ビジネス(CB)の創出(大阪府(全域))
- 社会起業家育成支援プロジェクトの実施(大阪府(全域))

3. 子育てをはじめとした生活面への支援

- 保育所優先入所の推進(町村)
- 保育所における延長保育・休日保育・夜間保育・特定保育事業、子育て短期支援事業、乳幼児健康支援一時預かり事業の実施(町村)
- 放課後児童クラブの優先的利用の推進(町村)
- 日常生活支援事業の実施(大阪府(広域)又は町村)
- 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援(大阪府(町村区域で実施))
- 公営住宅における優先入居の推進等(大阪府(全域)及び町村)

4. 養育費の確保

- 養育費確保に向けた啓発の推進(大阪府(広域))
- 法律相談事業の実施(大阪府(広域))

5. 経済的支援

- 母子及び寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付業務の実施(大阪府(広域))
- 児童扶養手当の適正な給付業務の実施等(大阪府(町村区域で実施))
- 母子家庭医療費等助成の実施(大阪府(全域))

6. 人権尊重の社会づくり